

利害関係者間の情報の 格差解消に向けての課題と展望

三好祐輔*

1. はじめに

1.1 法と経済学の役割

近年、社会紛争における解決策に関する研究など、市場の公平性・効率性に着目した研究の蓄積が進められ、裁判の基準や立法政策にその知見を活用しようとする関心が高い。これは、人間が社会生活を営んでいくうえで、紛争の発生は避けて通れないからである。特に、商品・サービス及び取引形態の複雑化・多様化等により、企業と消費者間の情報力・交渉力の格差を背景とした社会紛争が増加の一途をたどっている。

社会的紛争を解決する手段としては、当事者間の交渉において合意のうえ解決する方法や、自ら訴訟を起こすことによって自己の権利を実現、確保、回復する方法が考えられる。しかし、消費者と企業との訴訟において、自由で公正な社会を実現するためには、消費者が勝訴することが消費者保護につながるという考え方が支配的で、消費者契約法や金融商品販売法などの民事ルールの整備が進められてきた。

ただし、この背景には、判例研究や欧米の訴訟社会を対象とした諸研究から導出された法的権利や義務の意識に由来するものがある。法社会学の分野で

* 本稿は課題番号(23730355)文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)及び科学研究費補助金(研究成果公開促進費)による研究助成を受けた時の成果の一部を公表したものです。また、吉岡剛彦氏(佐賀大学)には実りある指摘を頂き感謝申し上げます。なお本稿における誤りはすべて筆者が責任を負うところであります。

は、社会紛争の解決に際し、国家主導によるパターンリズミックな解決をするか、その解決を自己決定権の問題と捉え、当事者の契約に委ねるかという議論が一貫して進められてきた。また、排他的な支配や社会的に重要な約束の内容を、所有権や契約上の権利として社会全体で保護する仕組みを整備することを目的とした民法学の分野では、判例をその特徴ごとに分類し、どのような行為が公序良俗に反するかなどに関する分析が行われてきた。

しかし、法の整合性を確保し、複数の異なる価値観の衝突を調整する場合、複数の解釈の間でその優劣を論理的に決めることは非常に困難である。たとえば、生命医療に関する自己決定権とパターンリズムの対立をめぐる問題状況について、従来は、医師のパターンリズミックな配慮と裁量に任されていた問題が、最近では、患者の自己決定やインフォームド・コンセントを重視する方向に転換するなど、科学技術の進展や人間の尊厳、家族関係に配慮されるようになり、法によるパターンリズミック関与のあり方が見直されている。

また、法令による解決型や近時の裁判による解決型の議論においては、個々の条文の文言解釈が厳密であっても、その解釈論は、統一性を失っていることが多く、公序良俗に違反するかどうかについて明確な判断基準がない。たとえば、男女別定年制に関する最高裁判所第三小法廷判決昭和56年3月24日（民集第35巻2号300頁）は、「就業規則中女子の定年年齢を男子よりも低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由にして差別したものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であると解するのが相当である」とするものであった。しかし、同じ時期の男女賃金格差に関する大阪地裁判決平成12年7月31日は、男女別労務管理は「性別による差別を禁じた憲法14条の趣旨に反する」としながらも、事実認定の結果、「公序良俗違反であることはできない」とし、企業側の是正義務も認められなかった。このように、公序良俗がどのような理由に基づいて適用されるか、その内容が抽象的で明確でないという問題点をはらんでおり、事件の解決内容が客観的に正当なものであるとの保障は得られない。

一方、法と経済学では、経済学で一般的に用いられている分析手法を法律の

諸問題に用い、現実の法解釈や裁判実務をできるだけ客観的なものとするだけでなく、法令の立案に当たっても、その影響を実証的に予測することができる⁽¹⁾。

もちろん、欧米由来の法的権利や義務の意識の分析を日本の特殊性に合わせて読み替える必要がある。同時に、日本国憲法が保障する基本的人権、国民の権利を保護し、それを実現するため、任意法規でも強行法規と同じ効率的な結果を達成することが可能であるということをまず確認する必要がある。また、市民社会における契約の自由と責任、私的自治の原則といった基本的原則を理解するとともに、企業活動や消費者保護などの諸問題が、法の理念である自由や正義と深く関わっていることを認識する必要がある⁽²⁾。

1.2 企業に対し情報開示を義務付ける意味

経済取引の円滑な実現のため、企業側の保有する情報が消費者に伝達されることによって、「情報の非対称性」の問題が克服されなければならない。情報の非対称性の問題を解決するには、企業側が製品の品質、報告の正しさを証明することによって、あるいは、情報を保有していない消費者が製品の品質、報告の正しさを調査することによっても可能である。ただし、一般的には、情報を保有している企業側が、自らのことを証明する販売責任をとったほうが、情報を保有していない消費者が、企業のことを調査する購入責任よりも、情報伝達の方法としてより望ましいといわれる。なぜ、企業側に製品の品質、報告の正しさを証明することを義務付ける意味があるのかについて、以下説明を試みることにする。

(1) 法と経済学は、Calabresi や Coase の論文が登場した 1960 年代の初期に始まり、たとえば、Posner は、連邦最高裁から連邦高裁などまで判事や裁判官となり、法と経済学の理論を適用し、理論的レベルだけではなく、実務においても大きな影響を与えている。

(2) 平井宜雄 (1995) は、裁判において実現される正義について、訴訟等において対立する当事者間の利益のバランスを図るというミクロ的正義と、それが社会全体に与える影響というものを考慮した解決を目指すマクロ的正義がある。この相対立する多様な正義感覚を個々の事案に即応しつつ議論を戦わすことで、二つが両方ともバランスがとれるように一つの筋道の通った価値判断にまでまとめあげ、それを社会に向かって訴えかける能力こそ法律家にもっとも要求される正義感覚であると述べている。

消費者がきちんと契約書を読まないから悪いのか、それとも企業がきちんと説明しないからいけないのかについて考えてみよう。まず、企業側がわかりやすく、簡潔に説明書を書いても、果たして消費者は説明書を丁寧に読むだろうか。元々は、消費者の自己責任の話であるのに、消費者が契約内容、あるいは取扱説明書をきちんと理解できていない。それゆえ、企業とトラブルが起こるのは消費者の方に責任があるという考えである。

たとえば、携帯電話ショップで店員が契約内容や製品の取扱説明書をきちんと説明しても、購入者側には約款を丁寧に読む誘因はない。これは、みな同じ契約だと、誰かが丁寧に読んでくれれば、他の消費者はいちいち契約を読む手間が省けて、費用が削減できるからである(フリー・ライダー問題)。さらに、契約書をきちんと理解しようとしなくてタダ乗りする消費者に対しても権利を保護すれば、契約書をきちんと理解しようとしている消費者にとっては情報収集し理解するための費用が余計にかかり、不公平感が生まれる。

したがって、この場合、購入者である消費者にとって、同一の情報である限り、約款や製品の取扱説明書を読まないことが合理的な行動になってしまう。社会全体で見ても、同じ契約内容を解説するのに何重にも費用をかけてしまうという無駄が生じている。もし、このことを全員が考えたならば、その作業を他人に押し付けようとするインセンティブが生まれ、消費者が全員は丁寧に契約書を読もうとしなくなり、その結果、消費者に一方向的に不利な契約ばかりを載せた説明書が市場で出回るになってしまう。

次に、企業に説明責任を遵守させる法律がない場合、企業は消費者に対し自発的に情報開示 (disclosure) するだろうか。たとえば、B. Javanovic (1982) によれば、情報開示コストがかかる場合、品質の高い製品を販売する企業だけが情報を開示するインセンティブを持つと説明する。これは、情報の非対称性がある状況においては、売り手である企業が沈黙をしていることは、何か悪い情報があるのではないかと、購入者側に察知される可能性があるからである。

したがって、“no news is good news” ということが当てはまらず、自らの情報を開示することで解きほぐしが行われている。このように、自社製品の都合

の良い情報を開示して説明する誘因を企業は持つが、不都合な情報は開示せず、むしろ隠そうとする。こうした議論は、後述で紹介するタバコの有害表示の記載方法についても該当する。

このように、企業側に商品の説明責任を遵守させる法律がないと、企業にとって都合の良い情報しか開示しなくなる。また、消費者が全員は説明書に書かれている製品の約款をきちんと読まないため、あるいは企業側も都合の良い情報を開示する誘因を持ち合わせないため、これを放置しておく、消費者全体が被害を被ってしまう。そこで消費者を守るため、企業に対し消費者が契約内容をきちんと理解できるように製品の説明責任を義務付ける法律、あるいは行政上の指導が必要になってくる。また、企業側に開示義務を課さない、消費者が必要以上に情報収集の努力を費やさなければならない結果につながるから、そこに法律の存在根拠を経済学者は求めている。

1.3 消費者の自己決定権と企業活動の問題

当事者が自らの意思で定めたことは、法律上尊重される。もちろん、他人に危害や迷惑を及ぼす行為は禁止されるが、自分がとった行動は、自分で責任を持つことは自己決定権（autonomy）といい、英米ではこれを人間の自由の根源とする。こうした契約自由の原則の背景に、J. S. Mill の「自由論：On Liberty」（1859）がある。「人間社会は、他人への危害を防止するためにのみメンバーたる個人に対し権力を行使し得るのであって、本人の利益になるからといって、本人が嫌がるのに、それを権力でもって強制すべきではない。他人に危害を及ぼさない限り、いかに他人から見て賢明でないと思われる場合であっても、本人の意思を尊重すべきである⁽³⁾」。

(3) 「満足した豚よりも満足しない人間である方がよく、満足した愚者であるよりも満足しない Sôkratés である方がよい」という有名な言葉からも分かるように、Mill は、「自分の幸福について一番知っているのは自分なのだから、他人に干渉されずに自分で決めるのが一番良い」というものであり、幸福とは多様で、計算は不可能とただだけでなく、個々人の幸福を求める意志は、尊重されなくてはならないと考えたのである。このように、個人を強い主体として想定しており、自分の利益が何であるかを理解しており、自分の利益に関しては、自分が最善の判断者だと考えている。

一方、パターナリズム (paternalism) とは、ある人の行動が本人の自己利益に反しているという理由で、その人の行動に法的に介入することをいう。個人はいつでも理性的で強いわけではなく、時として間違え、意思の弱さもある。弱者保護の必要性は特定の人だけにあてはまるのではなく、それはすべての人が時として弱い立場にあるという考えに基づいたものである。

本人の自己利益のために行われる介入、たとえば、シートベルトやヘルメットの着用強制など、弱者を自らの選択から守るため、消費者を保護する法律の存在理由があるといわれている。R. Dworkin は、「もっぱら、その強制を受ける人の福祉、善、幸福、必要、利益ないし価値に関連する理由によって正当化される、個人の行為の自由への干渉である」と定義し、法的パターナリズムを強制的なものと同強制的なものに二分し、公益的観点との関連抜きにして論じることができないという。

では、喫煙とは自己決定権の問題なのか、それとも喫煙者自身の生命・健康のためというパターナリズム的規制の対象として捉えるべきなのか。近所の年配者から「あんまりタバコばかり吸っていると、そのうちがんになってしまうぞ。」と言われても、「隣の〇〇さんなんか、自分よりヘビースモーカーだけど、元気ですよ。それに今までこれだけタバコ吸っても肺がんじゃないのだから大丈夫よ。」と言いたくなるのが愛煙家の理屈である。

さらに、喫煙の有害性を承知した上で、タバコを吸ってなくても肺がんになる人だっているわけだからと納得して嗜好する消費者に対し、喫煙を禁じるのは、憲法 13 条で基本的人権の一つと承認された国民の幸福追求権を否定することになる。⁽⁴⁾ また、喫煙者が予め喫煙することによって被る肺がんのリスクをよく知っており、その被害を避けようと思えば避けることができた。それにもかかわらず、自ら進んで危険を引き受けた場合、違法性がなくなるという違法性阻却の原則から、喫煙による被害については、不法行為に基づく損害賠償を請求できないという、タバコを製造そして販売した国・タバコ会社には「危

(4) 喫煙という行為が幸福追求権に属することは判例で認められている (最高裁判所大法廷昭和 45 年 9 月 16 日判決 (民集第 24 卷 10 号 1410 頁))。

険の引受けの抗弁」となる。

通常、法は自律的な判断ができる合理的な当事者を想定している。したがって、契約は対等な交渉によって合意されるため、契約の自由そして私的自治が重視される。特に英米では、自己決定権の問題だという意識が強く、個人の自己決定権を重視する傾向にある。そのため、企業側に消費者の判断を誤らせる情報を提供しないように行政が指導しているが、当事者間で結ばれた契約を重視し、政府が必要以上に介入しない、任意規定で十分と考えるのかもしれない。任意規定を重視するのであれば、社会的立場が強い人か弱い人かにかかわらず、その責任は当事者間で分担する。これを過失責任主義といい、契約を締結する当事者間で情報の格差がないような環境を作ることだけで十分であるから、小さな政府でも対応可能になる。

一方、日本は権利や義務の意識が低い国である。先進国であるといわれているが、その制度や精神は未だに途上国的なところがあり、「国民はお上のいうとおりに動くべし」という中央集権的な考え方に、政府ばかりか国民の側も安住しているようなところが未だにある。したがって、日本では他力本願的な傾向が強く、自己決定権の問題という意識が乏しい。つまり、自らが自己の権利を主張するため、裁判で訴えることに積極的でない国民性の土壌が形成されているのかもしれない。

このように、現実の世界では通常の法の前提、つまり、自律的な判断ができる、合理的な当事者であるという仮定が満たされない場合が多い。消費者が泣き寝入りしているかもしれないし、企業との再交渉の余地が少ないため、消費者がしっかり約款を読もうとする契約を提示する誘因を企業が持ちあわせていないのかもしれない。そのため、任意規定には任せられず、強行規定を重視するのであれば、その責任は社会的に立場の強い人がそれを担う。これを厳格責任主義といい、大きな政府で対応する必要がある。日本のタバコ会社は専売公社である公企業であった歴史的経緯からも、喫煙の健康に与える有害責任を政府に求める意識が強くあってもいいと考えられる。

しかし、喫煙が原因で増加する医療費より、タバコの売上増による税収を確

保しようとする政府の意向がその背景にあるからなのだろうか。有害表記の記載をしていることが法的責任を免れる抗弁となり、喫煙者が肺がんを患っても、タバコ製造者の責任を問う裁判を起こすことは、東京地裁判決民事第26部平成15年10月21日タバコ病損害賠償等請求事件以外、これまでほとんどなかった。この東京地裁判決では、訴訟の原告らの疾病が喫煙によって引き起こされたという証明がないとして、原告らの請求を棄却し、そして東京高裁判決平成17年6月22日においても同様の理由で控訴を棄却、最高裁判所平成18年1月26日は、上告棄却の決定をした。

さらに、非喫煙者の市民グループが、喫煙の場所制限を求めて嫌煙権を主張した訴訟として有名な、東京地裁判決民事第23部昭和62年3月27日禁煙車両設置等請求事件においては、タバコの煙による健康被害が人格権の侵害になりうることを根拠とする侵害行為の差止め請求の可能性を是認しながらも、その害は受忍限度の範囲を超えるものではないとして、タバコの煙害に対して適切な行政措置を講じていない国、さらに健康被害の発生を放置している日本たばこ産業株式会社に対する損害賠償請求を認めなかった。つまり、嫌煙権について、裁判上の判断基準たりうる権利としての人権というほどまでには成熟していないという判断を下している。

こうした一連の判決の結果、タバコのパッケージへの具体的な警告表示・有害表示の方法は、国によって違いが表れている。たとえば、欧米では、「喫煙は死に至る」とか、「喫煙は致命的な肺がんの原因になる」といった警告を表示することを義務付け、タバコの有害表示を明確に表示している。一方、2005年以前の日本では、「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸い過ぎに注意しましょう」の表示は、「吸い過ぎなければ、大丈夫」ともとれる内容で、警告表示とはいえるものではない。

2. 紛争解決への課税などによる行政の介入の是非について

2.1 タバコの歴史と課税の理由

日本の歴史において、タバコというものが初めて登場したのは、16～17世紀にかけてといわれている⁽⁵⁾。その後、江戸時代（1603～1867）に入り、タバコは庶民の嗜好品として広まっていくが、幕府は幾度かの禁煙令を出した⁽⁶⁾。禁煙令にもかかわらず、タバコを楽しむ人々は増加し、タバコに課税して収入を得る藩が現れ、禁煙令は形骸化し、日本におけるタバコ文化が形作られた。そして、明治時代（1868～1912）に入ってから、紙巻タバコが輸入され、それまで用いられていた「キセル」という専門の器具を必要としない手軽さから、紙巻タバコが一般に広く普及し、タバコは一大産業として確立した。このタバコ産業の躍進により、国家はタバコの税金に着目し、国（旧大蔵省専売局）が専売するようになる。特に、戦時中は、戦時負担金という税金が課され、当時の国家財政における税収の約20%を占めたといわれている。そして戦後になり、戦後の苦しい生活を紛らわせるための数少ない嗜好品として庶民はタバコを求め、日本とタバコ産業復興のため、日本専売公社（のちのJT：日本たばこ産業株式会社）が発足するという経緯を辿っている。

たばこ事業法1条によれば、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」と定めており、国のタバコ拡張政策を国の政策として、その法的根拠をたばこ事業法に求めている。このように、健康問題が特段大きく取り上げられる

(5) タバコは古代、儀式用（悪霊を追い払う薬用）に使われており、古代マヤ文明では神に捧げる供物の一つとして用いられた。そして次第に、嗜好品として扱う風習が浸透したものの、タバコは高級品で、一般市民にはなかなか手に入らなかった。しかし、コロンブスの新大陸発見によって、スペイン人がヨーロッパに持ち帰ったことをきっかけに、タバコがヨーロッパに広まり、そして大航海時代を経て瞬く間に世界中に広がり、日本においても南蛮貿易によってもたらされた外来品の一つとして紹介された。

(6) これは、国に納める年貢米よりも、現金収入が得られるタバコを栽培する農家が増加したことにより、年貢の確保に危機感を覚えたことによるものといわれている。

ことなく、むしろ喫煙に対し納税で国に貢献しているイメージが根付いていた。さらにタバコ税の税収は国にとって重要であったため、国は規制するどころか、専売化してきた。財務省資料によると、タバコは、独占市場で税金の負担が高く、タバコの値段を上げることにより売上は減少したとしても、平成10年12月、平成15年7月、平成18年7月の増税時には、税額が増税前に比べて減少することはなく、価格の弾力性が低いものであると考えられていた。しかし、平成22年10月にタバコ増税が施行される前から税収がそれまでと異なり落ち込み、これまで維持されてきた税収が2兆円を下回る結果となった。

たばこ税は国たばこ税・地方たばこ税、たばこ特別税・消費税で構成されている。その内、国たばこ税の一部（25%）と地方たばこ税は各都道府県・各市町村に納められており、そのたばこ税は何に使われているのかよく知られていない。タバコで得た税なのだから、喫煙者のための施設や設備など、そして非喫煙者への配慮やクリーン活動の費用として割り充てられているといった考えが頭に浮かぶかもしれない。しかし、平成10年より施行された「たばこ特別税」は、借入金の返済に充てられる公債費として、国債整理基金特別会計という一般会計と特別会計の借金返済のために使われており、タバコで得た税だからといって、喫煙者のために使われているわけではない。既に高額なたばこ税を徴収されていて、それが非喫煙者にも受益されている以上、その分を差し引かなければ、タバコに対しさらに課税するのは不公平であるという意見も出てくる。

ただし、喫煙者に対し、税金を課すことを正当化するならば、「受動喫煙（Passive Smoking）」と絡めて以下のように説明することができる。すなわち、喫煙者本人にとっては満足を得られるかもしれないが、その付近の人間は喫煙者のタバコの煙を吸ってしまう受動喫煙によって、タバコの害を受けてしまう可能性⁽⁷⁾があるという理由である。喫煙による健康被害が現実⁽⁷⁾に生じた場合、そ

(7) 受動喫煙で吸引してしまう煙（副流煙）は、喫煙者が直接吸引する煙（主流煙）と比較し、有害物質の量が2～40倍と多い。たとえば、受動喫煙の根拠とする大規模コホート研究に、夫の喫煙により妻の肺がんになるリスクが2倍に高まることを明らかにしたHirayama（1981）がある。

の医療費用を第三者に負担させることは、喫煙という行為はもはやひとり喫煙者の好き勝手にできる行為ではなくなる。このような事態を「市場の失敗」という。

理想的には、市場には一切の手を加えないほうが、価格メカニズムが働き、効率的な分配が行われる。しかし、実際には市場を放任しておく、「市場で決まった価格が需給を調整しない」とか「市場で決まった価格が効率的な財やサービスの配分を行わない」ため、社会的に望ましくない現象が生じることがある。ある経済主体の行動が、市場を経由しないで他の経済主体の行動に影響を与えることを「外部性」といい、損害を与えているにもかかわらず、外部性を認識せずに日本たばこ産業株式会社は過剰にタバコを販売していることになる。

こうした外部性の問題を解決する、または軽減するためには以下のような手法が有効といわれている。まず、直接的な行為規制や義務化により行動をコントロールする。たとえば、政府が介入することでタバコの作付面積を制限し、市販できるタバコの数量を減らすような規制、あるいは、たばこ自動販売機の深夜稼働自主規制などが考えられる。近年、喫煙規制があちこちで目立つようになり、公益的理由から外部不経済を正そうと嫌煙運動が高まるなど、現在では公共の場で喫煙者の思うままに振る舞えない状況になってきている⁽⁸⁾。さらに、こうした外部性に伴う「市場の失敗」の解決策として、他にも外部性を内部化するという方法が挙げられる。外部性の問題に対する代表的な経済学的手段として、次の二つの立場がある。

2.2 外部性の問題の解決方法

A. C. Pigou (1920) は、外部不経済というものは政府が介入して正すしか

(8) 受動喫煙の防止を目的とし、不特定多数の人が利用する公共の場所や施設等において、喫煙場所となる空間と、それ以外の非喫煙場所となる空間に分割する分煙という方法（専用の喫煙スペースの設置）が多く見られる。最近では、職場には喫煙ルームを設けず全面禁煙とか、新幹線などの乗り物はすべて禁煙車両になるなど、愛煙家にとって非常に肩身の狭い思いで喫煙をしている状況が続いている。

いと考へ、「市場の失敗」に対し、外部性の発生者に費用を直接負担させる、たとえば企業側に税を課すといった政府の介入による解決を主張している。もし政府の介入がなければ、売り手である日本たばこ産業株式会社側も買い手である喫煙者側も、周囲の人に与える副流煙を考慮せず取引価格や取引量に関する意思決定を行うであろう。社会全体の視点から望ましい水準のタバコ消費を実現する目的で、喫煙者が出す副流煙の水準自体を規制することが、タバコに課税する根拠として提唱される⁽⁹⁾。たとえば、医療経済研究機構(2002)によると、労働力損失⁽¹⁰⁾は、タバコによる損失として最大で、医療費と合算したものを社会的損失とみなした場合、たばこによる損失は約7兆4千億円となり、タバコによる税収約2兆円を上回るという問題を指摘しており、タバコに対しさらなる課税を行う証拠を提示している⁽¹¹⁾。また、租税を負担できる経済的能力(租税負担能力、租税支払能力)の大きさに応じて税負担を配分すべきであると唱えた J. S. Mill のような応能説も考えられる。

このように、外部性の問題に対し、政府が介入することによって効率的な水準に誘導する方法として考えられる例が課税であり、これをピグー税という。これに対し、ピグー的補助金は、外部不経済をもたらす活動を効率的な水準まで抑制したり、外部経済をもたらす活動を効率的な水準まで押し進めたりするために支払われる補助金のことをいう。

たとえば、当初、タバコを吸うことに対して、何の規制も行われていないとする。この時、愛煙家は自分の限界効用 = 0 となるような水準までタバコを吸

(9) たとえば、Mankiw (2001) は、外部性の問題の解決策として、規制の場合は要求される情報量が多いため、課税のほうが規制に優るという議論を展開している。

(10) 労働力損失というのは、喫煙関連の疾患による労働期間・時間・効率の低下、労働時間を喫煙時間に割くことによる効率の低下、火災により失われた人的資源を指す。

(11) 喫煙による社会的損失の内訳は、喫煙による医療費が1兆3,086億円、タバコによる火災で亡くなった労働力損失を5兆8,456億円、火災による物損が133億円、消火にかかる消防費用は2,061億円、吸殻処理費用を44億円と計上している。しかし、労働力損失 = [全世帯平均年収 (15歳以上60未満の勤労者に限定) × 喫煙を原因とする死亡者数] × 喫煙者 vs 非喫煙者の寿命差、消防費用 = 火災の総消防費用 × 全火災件数に占めるタバコを原因とする火災件数の割合により算出している。計算過程において、火災で亡くなった人を労働力損失とみなし、さらに物損に比べ消火のほうが費用は高いなど、その定義には問題点が多い。

うことになる。そこで、政府が愛煙家に、タバコ1本を吸うごとに税金を課すと、合理的な愛煙家は自分の限界効用 = 0以下までタバコを吸うことはない。逆に、政府が愛煙家に、当初の本数から吸うタバコを1本減らすごとに補助金を支払うと、愛煙家はタバコの本数を減らすことになる。

経済学の標準的な教科書では、政府が税や補助金により外部性を内部化する政策で最適な生産量となるように、つまり、最適な生産量においては、私的限界費用と社会的限界費用が一致するように政府が生産量1単位につき重量税を課す（私的限界費用は上方へシフト）ことで、外部不経済を考慮しないで生産していた水準に比べ、実際の生産量は少なくなり、パレート改善が起こるといった説明をする。

このように、政府がピグー税による税収を嫌煙家に一括移転するか、ピグー的補助金のための財源を嫌煙家に課税することは、タバコを生産量を制限するのと実は同じ効果を持つのである。さらに、いくつかの前提条件が満たされた理想的な状況下では、きれいな空気に対する権利、あるいは煙草を吸う権利を認めた上で、当事者間での自主的な交渉により、補償金を支払うことなどの契約をすることで外部性の問題が解決され、効率的な資源配分が達成される場合がある⁽¹²⁾。それが、次に述べるコースの定理を使った話である。

R. H. Coase (1960) は、経済の中で外部性が発生していても、取引費用や交渉費用が小さい場合、政府が介入するまでもなく、社会の構成員の間で権利が適切に割り当てられていれば、当事者間の交渉を通して、自然に効率的な状態を達成できると主張する。外部性を解決しようとする政府には、情報不足の問題があるため、政府の介入はかえって問題をもたらし可能性があるとまでいう。

具体的な話をすると、今、タバコを吸う人A、吸わない人（嫌煙家）Bの2人がいるとする。仮に、社会の中できれいな空気に対する権利が認められてい

(12) 前提条件とは、当事者の双方が、情報をほぼ完全に共有していること、交渉と契約の作成に費用がかからない、または十分に低いこと、つまり取引費用が低いこと、事後的な契約の履行が確実であること、双方が資金制約や借入れ制約に直面していないことである。

る時、交渉前の状態では、Aはタバコを吸えない。そこで、AとBは交渉を行い、AはBに対し金銭的補償を行い、タバコを吸わせてもらうように契約を持ちかける。交渉の結果、Aは自分が吸う本数に応じて、1本当たり幾らかの補償金をBに支払い、煙草を吸うことになる。逆に、社会の中でタバコの煙を出す権利が認められている時、交渉前の状態では、Aは自分の限界効用=0になるまでタバコを吸うことができる。そこで、AとBは交渉を行い、BがAに謝金を支払い、Aの吸うタバコの本数を減らしてもらうようにする。交渉の結果、1本当たり幾らかの謝金を貰う代わりに、Aはタバコをあきらめることになる。

このように、取引費用が存在せず、社会の中で外部性が発生しているとき、社会の構成員の間で権利の割り当てが明確に定義されていれば、それが具体的にどのような割り当てになっているかにかかわらず、当事者間で交渉を行うと、効率的な結果が得られる。これを「コースの定理」という⁽¹³⁾。これは、当事者の法的行動の結果が予想しやすいので、市場取引にコストがかからないのであれば、政府が介入しなくても、民間の自発的な交換取引によって外部性が内部化されると主張したものである。つまり、分権的な相互交渉による場合、誰が権利を所有するかが重要なのではなく、どちらかに明白な権利が与えられていることが重要であるということ述べている。

もっとも、喫煙から発生する費用は、外部性の発生者である喫煙者に負担させるというのが、道徳的に見て自然な考え方である。しかし、本来、タバコの煙は市場の取引対象ではなかったが、両当事者がお互いどれだけ譲れるか交渉することで市場を作り出すことにより、危険物を支配・管理する者（商品に対して詳しい知識を持っている者）に、事故防止手段開発への投資インセンティブを与えるような政策をとることに意味があると指摘したことは、非常に注目し得る功績であるといえる。

(13) ただし、最初に社会の中で権利がどのように割り当てられているか（タバコを吸うことを認めるか否か）の違いは、公平性の観点からは異なる結果に導くことになるので、この話は効率性の観点からの説明に限定される。

ただし、現実問題として、補償額や権利の取引額を決定する交渉の場で、当事者の数が多かたり、あるいは多額の弁護士費用がかかたりする場合、交渉と契約の作成に費用が多くかかってしまう点がある。したがって、取引費用に相当する、交渉のプロセスや契約に至るまでにかかる費用が大きくなるという理由で、こうした取引費用を低くするため、喫煙することから発生する費用を喫煙者に代わり、タバコ販売業者に支払わせると考えたほうが現実的なのかもしれない。

3. 喫煙の有害表示を記載するか否か タバコを事例とした検証

この章では、タバコに課税する根拠とされてきた喫煙者による外部性の問題、つまり、喫煙が人体に悪影響を与えているという前提が正しいのかに焦点を当て、1章の最後で扱ったタバコ販売業者による有害表示の記載表示の方法について、実証分析の観点からみてゆく。

厚生労働省検討会がまとめた喫煙と健康問題に関する検討会報告書通称「タバコ白書」によると、「喫煙本数と肺がん死亡率の間には、量反応関係がみられ、日常の飲食習慣や嗜好習慣のうち、喫煙と肺がんの関係が特に密接であることが明らかにされた。たとえば、比例ハザードモデルに基づく肺がん死亡率は、16歳～25歳で喫煙をはじめ、一日40本以下の喫煙の場合、20～25年かかって肺がんが発生する（これをタイム・ラグ説と本稿では命名する。）」という見解を述べている。喫煙者の多くは、若年のときにタバコに手を出し、喫煙習慣がいったんつくと、止めたくても止められなくなるという喫煙依存症になっている背景には、「タバコという製品に対する正しい情報が与えられていないため、消費者は喫煙しても大丈夫なのか、健康や生命に危険を伴う危険な商品だから手を出さないほうがよいのかについての選択ができていない状況にある」と説明されたり、「たとえ喫煙者が自分の健康を害していると理解しても、ニコチンにより脳に快楽をもたらすため、自分の意思で喫煙を止めることは困難になる⁽¹⁴⁾」という喫煙依存症が指摘されている。

また、2009年の国立がん研究センターの情報によると、喫煙者による死亡人数÷肺がんによる死亡人数の数値をみると、タバコの害として代表的なものは、肺がんにかかるリスクで、肺がんの死亡者のうち男性の70%、女性の20%は喫煙が原因であるとされている。さらに、タバコの害について近年取り上げられているのは、受動喫煙である。自らがタバコを吸わなくとも、周囲の喫煙者がたばこの煙を吸ってしまうことにより、タバコの害を受けてしまうことになるのである。⁽¹⁵⁾

一方、「がん対策推進基本計画」に喫煙者率引き下げの数値を盛り込むことに対し、日本たばこ産業株式会社は、たばこ対策に関する日本たばこ産業株式会社の考え方等という題で、喫煙を減らしてもがんが減るかどうか疑問であるという立場から以下の文章を公表している。「がんによる死亡率を減少させるため、喫煙者率引き下げの数値目標設定が不可欠である旨の見解が一部報道により示されているようですが、喫煙者率の減少によりがんによる死亡率の減少が達成できるかどうかは疑問です。…中略…実際に、わが国における成人男性の喫煙者率は、戦後数十年の長期にわたり、概ね半減近くまで大幅に減少してまいりましたが、年齢調整した肺がんによる死亡率は、21世紀になってから横⁽¹⁶⁾這いになっているものの、長年一貫して上昇してきたとの事実があります。」日本たばこ産業株式会社によれば、喫煙者率が下がっても肺がん死亡率が減っ

(14) ニコチンは脳を刺激して、疲労回復や集中力の向上、注意力の増加、脳に快感を与えるなどよい効果も認められるといった効果が見られる。たとえば、マウスでの研究により、脳の腹側被蓋野にあるニコチン性アセチルコリン受容体とよばれる細胞表面タンパク質のサブユニットの一つが、活性化刺激と嗜好刺激の両方の作用を仲介したという報告がある（詳細は、Maskos, et al. (2005) を参照）。

(15) 吸い込まれる場合、タバコの燃焼温度が高いため、完全燃焼に近い。一方、先端から立ち昇るだけの場合、燃焼温度が低いため、不完全燃焼となる。したがって、副流煙にはアンモニアが残留しやすく、煙に含まれる化学物質の量は圧倒的に副流煙のほうが多いといわれる。職場の受動喫煙問題については、最近まで被害を訴える労働者側が勝訴した判決はなかったが、江戸川区職員事件において、東京地裁は、一部ではあるが雇用主の責任を認めて5万円の慰謝料支払命令を下した（東京地裁判決平成16年7月12日）。

(16) がんを含む生活習慣病は、喫煙のみならず、運動不足、栄養の偏り、飲酒など様々な生活習慣や加齢、生活環境等その他の要因が複雑に絡み合って発症するものであるといった見解をさらに述べている。

ていないという。喫煙者率が高いから死亡率が高まるのではなく、喫煙以外の要因が作用しているのではないかという見解である。

表1をみると、日本たばこ産業株式会社の説明どおり、男性の喫煙者率は下がり続けているのに対し、肺がんによる死亡率は逆に上がり続けている。また、女性の喫煙者率もわずかではあるが下落傾向にあるのに対し、肺がんによる死亡率は30年前に比べて倍増している。このような「喫煙者率」と「肺がんによる死亡率」とは因果関係はない、むしろ、喫煙したほうが肺がんになる割合が減少しているというこうした資料を提示されると、どう思うだろうか。一般に「タバコの喫煙は、健康に良くない」といわれていても、肺がんと「喫煙」に相関関係がないと信じたくるのではないか。

ただし、相関関係と因果関係との違いについて、注意を払う必要がある。Aという現象とBという現象に相関があるとき、因果関係には(1)Aが原因でBが結果である。(2)Bが原因でAが結果である。(3)第3の原因Cがあり、A、B共にその結果であるときの3通りが考えられるからである。

昔、「おもいっきりテレビ」という人気番組で、有名な司会者が、「体によいこと」を紹介する際、必ずしていた方法がある。文字をテープで隠したパネルを持って、客席に質問する。「はいっ、この中でガンの予防になるのはどの野菜か!? 1番だと思ふ人、手、挙げて!」「答えは、これっ!」とシールをはがし、「ニンニク!」といった話である。ニンニクに限らず、この番組で「体にいい」と紹介されたものは、次の日軒並み、スーパーで総売り切れ状態が続いたことは有名である。「ニンニクを食すること」と「ガンの予防」との間に相関関係が観察されるのかもしれないが、司会者は、「ニンニクを食する」と「ガンの予防」という因果関係は言っていない。しかし、視聴者には「ニンニクを食する」と「ガンの予防」には因果関係があるという受け取り方がされているのである。

因果関係があれば相関関係はあるけれども、相関関係が認められたからといって、直ちに因果関係があるとは限らない。その理由は、隠れた真の要因が「原因」と「結果」の双方に影響を与えている場合があるからである。両者の

表 1

年代	男性 喫煙率	タバコ販売量 (億本)	一人当たりの 吸う本数	男性 死亡率	男性 平均寿命	女性 喫煙率	女性 死亡率	女性 平均寿命
1965	82.3	1,714.49	2,350	18.1	67.74	15.7	6.46	72.92
1966	83.7	1,814.88	2,440	18.5	68.35	18	6.8	73.61
1967	82.3	1,939.32	2,560	19.6	68.91	17.7	6.76	74.15
1968	78.5	1,967.09	2,560	20.4	69.05	15.4	6.93	74.3
1969	79.1	2,113.16	2,710	21.6	69.18	15.4	7.33	74.67
1970	77.5	2,221.32	2,810	22.5	69.31	15.6	7.27	74.66
1971	77.4	2,354.48	2,969	23.8	70.17	14.7	7.26	75.58
1972	77.6	2,526.65	3,147	24.9	70.50	15.5	7.9	75.94
1973	78.3	2,666.92	3,260	25.7	70.70	15.1	7.94	76.02
1974	78.8	2,841.55	3,432	26.8	71.16	16.7	7.99	76.31
1975	76.2	2,898.42	3,422	28.1	71.73	15.1	8.33	76.89
1976	75.1	2,887.29	3,393	29.3	72.15	15.4	8.85	77.35
1977	75.1	3,011	3,497	30.4	72.69	15.1	9.05	77.95
1978	74.7	3,014	3,446	31.5	72.97	16.2	9.54	78.33
1979	73.1	3,068.78	3,468	33.2	73.46	15.4	9.59	78.89
1980	70.2	3,039.74	3,393	35.5	73.35	14.4	10.18	78.76
1981	70.8	3,075.64	3,406	36.1	73.79	15.3	10.36	79.13
1982	70.1	3,102.56	3,394	37.2	74.22	15.4	10.79	79.66
1983	66.1	3,060.44	3,305	38.6	74.20	13.5	10.95	79.78
1984	65.5	3,060.5	3,270	39.8	74.54	14	11.3	80.18
1985	64.6	3,032	3,192	41.2	74.78	13.7	11.26	80.48
1986	62.5	3,084	3,206	42.3	75.23	12.6	11.3	80.93
1987	61.6	3,083	3,162	42.9	75.61	13.4	11.54	81.39
1988	61.2	3,064	3,101	43.5	75.54	13.1	11.75	81.3
1989	61.1	3,138	3,136	44.2	75.91	12.7	11.98	81.77
1990	60.5	3,220	3,185	45	75.92	14.3	11.56	81.9
1991	61.2	3,283	3,215	45.3	76.11	14.2	11.9	82.11
1992	60.4	3,289	3,190	45.8	76.09	13.3	12.28	82.22
1993	59.8	3,326	3,227	46.1	76.25	13.3	12.06	82.51
1994	59	3,344	3,063	46.7	76.57	14.8	12.3	82.98
1995	58.8	3,347	3,170	47.5	76.38	15.2	12.48	82.85
1996	57.5	3,483	3,295	48.1	77.01	14.2	12.63	83.59
1997	56.1	3,280	3,077	47.3	77.19	14.5	12.46	83.82
1998	55.2	3,366	3,138	47.3	77.16	13.3	12.63	84.01
1999	54	3,322	3,081	47	77.10	14.5	12.46	83.99
2000	53.5	3,245	2,995	46.3	77.72	13.7	12.34	84.6
2001	52	3,193	2,933	45.6	78.07	14.7	12.22	84.93
2002	49.1	3,126	2,861	45.3	78.32	14	11.79	85.23
2003	48.3	2,994	2,731	44.2	78.36	13.6	11.14	85.33
2004	46.9	2,926	2,662	45.2	78.64	13.2	11.55	85.59
2005	45.8	2,852	2,595	44.8	78.56	13.8	11.73	85.52
2006	41.3	2,700	2,455	42.97	79.00	12.4	11.71	85.81
2007	40.2	2,585	2,341	42.51	79.19	12.7	11.67	85.99

背後に「体温があがり、免疫力があがり、病気になるににくい体になる」という真の原因があって、「ニンニクを食する」と「ガンの予防」の相関関係にあるように見えるという可能性があるからである。つまり、ニンニクを食してガンの予防になるというのは、この真の原因によって発生した結果に過ぎないからである。

相関関係とは、「肺がんによる死亡」という事象の生起と「喫煙」という事象という生起との間に何らかの関連性が認められることである。これに対し、因果関係とは、「喫煙」という事象によって「肺がんによる死亡」という事象が引き起こされる、という原因・結果の関係である。因果関係があれば相関関係はあるけれども、相関関係が認められたからといって、直ちに因果関係があるとは限らない。

しかし、経済変数が同時に決定されるということはよくあることである。このような場合には変数の内生性を考慮した推計が必要になってくる。相関関係の存在は、因果関係を必ずしも意味しないため、たとえ相関関係を発見できたとしても、それが本当に因果関係と評価できるのかどうかは、十分によく考えてみなければいけない。操作変数法はそのような問題に対処するための推計方法である。

では、その具体例として、1965年から喫煙の有害表示記載の変更があった2005年までの男性の喫煙者率と肺がんによる死亡率の関係を見るため、JT全国喫煙者率調査によるデータと「国立がんセンター」のホームページの「がんの統計」¹¹⁾、男性の平均寿命は、厚生労働省「簡易生命表」、紙巻たばこの総販売本数は、日本たばこ協会「たばこ統計情報」を用いて、喫煙者率と肺がんによる死亡率の関係について二段階最小二乗法を用いて推定してみよう。

二段階最小二乗法とは、第一段階では、説明内生変数 (X : 喫煙者率) を外生変数 (Z : 紙巻たばこの総販売本数, 政策ダミー) で説明する回帰モデルを設定し、最小二乗法 (OLS) で推定し、 X の予測値 (\hat{X}) を作成する。そして、第二段階では、その予測値 (\hat{X}) を被説明変数が y (肺がんによる死亡率) の関数へ代入し、回帰モデルとし、最小二乗法で推定することをいう。ここで

は、内生性の疑いのある喫煙者率を説明する操作変数として、紙巻たばこの総販売本数、政策ダミー⁽¹⁷⁾を利用した。

通常は、最小二乗法を用いた単回帰と二段階最小二乗法の重回帰の推定結果を並べて掲載することはないが、このケースでは、単回帰と重回帰の推定値の符号は、逆の推定結果が得られており、両者の結果の相違を明確にするため並べることにした。

まず、男性に限定した喫煙者率と肺がんによる死亡率の単回帰で推定した結果をみてみよう。二つの変数の間で、一方の変数が、他方の変数に対して影響を与えるという関係を想定できる場合に、単回帰を使う。これは、単純な比例関係にあると想定し、 $y = a_0 + a_1X + u$ という一次関数で表現したものである。この二つの変数のうち、影響を与える前者の説明変数を独立変数 (independent variable) と呼び、影響を与えられる後者の被説明変数を従属変数 (dependent variable) と呼ぶ。

従属変数である肺がんによる死亡率と独立変数の喫煙者率とが線形の関係にあるとすれば、実際に、喫煙者率が1%増えるごとに死亡率が0.846%減少する、喫煙者率によって死亡率を説明できる関係にあるように見える。つまり、マイナスの相関関係が見られ、日本たばこ産業株式会社の意見書と当然同じ結果が得られている。

しかし、ここで注意して欲しいのは、たとえば、医療技術の進歩が進み、平均寿命が延びれば、不治の病であるがんが死亡原因の第1位になる可能性が高まるのではないかとタバコとがんの間に別の因果関係があるのかについて予想を抱くことである。ここでは、延命治療によるがん死亡説と命名しておく。そうすると、「喫煙率は肺がんによる死亡率に影響を与えているのか？」という問いに答えるため、肺がんによる死亡率に医療技術の進歩で平均寿命が延びた

(17) これは、がんは1981年以来日本人の死亡原因の第1位となり、特に、喫煙者率は肺がんの原因の70%が喫煙だということが注目されたので、1981年以降、当時の厚生省、文部省、科学技術庁の3省庁共同事業で「がん対策専門家会議」を設け、がん対策を進めてきたという背景があった。そこで、1981年以降については1を、それ以前については0のダミー変数を作成している。

ことによる影響を排除した上で、喫煙と肺がんによる死亡との間の関係だけを見る必要がある。そのための手法が、操作変数を用いた重回帰分析である。単回帰では説明変数が1個だけだったのが、重回帰では説明変数が複数個になる。

操作変数を用いた二段階最小二乗法の推定結果を表2からわかることは、男性の平均寿命が同じであれば、喫煙者率が1%増えるとがんによる死亡率は0.5%増えることになる。同様に、喫煙者率が同じであれば、男性の平均寿命が1%増えるとがんによる死亡率は4.7%増えると理解できる。つまり、延命治療によるがん死亡説を支持したことになる。

上記の重回帰の具体例の推定では、喫煙者率が死亡率に与える影響のうち、医療技術の進歩で男性の平均寿命を通して影響を与えている部分が大部分で、喫煙率ががんによる死亡率の発生に影響を与えていることの説明力が大幅に減少したと思われるかもしれない。しかし、単回帰を使った時の修正済み決定係数0.85よりも、操作変数法を用いた重回帰を使った時は0.94と高いこと、そして、喫煙率のパラメータが統計的にもプラスに有意な結果が得られていることに着目すれば、日本たばこ産業株式会社の見解とは逆であるが、喫煙率が原因でがんによる死亡率が増加するといった影響は十分存在しているといえるのである。

もっとも、ここまでは一部の説明変数が内生変数である時の対処法として操作変数法を利用することができるかと論じてきたが、実証分析上は内生変数であるかどうかを仮説検定することも大切である。たとえば、説明変数として用いた喫煙者率に内生性の疑いがある時を考えてみよう。この時に用いられる検定は、内生性検定というよりも、最小二乗法と操作変数法を用いた場合に推定パラメータが有意に違うかどうかを検定したもので、外生性の検定といわれる(Wooldridge (2002))。

外生性の検定のひとつである Durbin-Wu-Hausman 検定を行うことで、帰無仮説が棄却されれば、この変数は外生変数とみなすことができない。その場合、内生変数として扱い、先ほどのように操作変数法を用いた重回帰による推

表 2

単回帰 (男性)	Coef.	Std. Err.	P > t
喫煙率	-0.846	0.057	0.000
定数項	92.658	3.782	0.000
標本数	41		
修正済み決定係数	0.847		

操作変数を用いた重回帰 (男性)	Coef.	Std. Err.	P > t
喫煙率	0.504	0.164	0.004
平均寿命	4.695	0.555	0.000
定数項	-344.509	51.800	0.000
標本数	41		
修正済み決定係数	0.942		
Durbin-Wu-Hausman chi-sq test	8.495	Chi-sq(1)	0.004
Sargan N*R-sq test*	18.361	Chi-sq(1)	0.000

* Tests of overidentifying restrictions

操作変数は、タバコの販売量、政策ダミー

単回帰 (女性)	Coef.	Std. Err.	P > t
喫煙率	-1.159	0.169	0.000
定数項	27.226	2.463	0.000
標本数	41		
修正済み決定係数	0.523		

操作変数を用いた重回帰 (女性)	Coef.	Std. Err.	P > t
喫煙率	0.175	0.191	0.364
平均寿命	0.592	0.071	0.000
定数項	-39.703	8.193	0.000
標本数	41		
修正済み決定係数	0.822		
Sargan N*R-sq test*	15.006	Chi-sq(1)	0.000

* Tests of overidentifying restrictions

操作変数は、タバコの販売量、政策ダミー

定をしなければならないことを意味する。上記の分析の場合、Durbin-Wu-Hausman 検定により、喫煙者率のパラメータ = 0 が有意水準 1% でも棄却されており、喫煙者率は内生変数である。つまり、操作変数法を用いた二段階最小二乗法による推定結果の頑健性がここで確かめられたといえる。

もっとも、表 1 の男性の肺がんによる死亡率の推移に着目すれば、1980 年

代を境に肺がんによる死亡率の増加傾向が変化し、むしろ減少傾向に変化したことがうかがえる。「肺がんで死亡する人の割合（10万人当たりの死亡率・年齢調整後）」は、近年頭打ちになり低下する兆しを見せ始めており、タバコ白書が指摘するように、喫煙者率低下による影響が20～30年経った最近になってようやく出始めているのかもしれない（タイム・ラグ説⁽¹⁸⁾）。以上の分析結果から、日本たばこ産業株式会社のいう「喫煙者率」と「肺がんによる死亡率」とは因果関係はないと断言することは難しい。

一方、女性の肺がんによる死亡率の推移に着目すれば、30年前に比べて増加傾向にある。もっとも現在においても肺がんによる男性死亡率と比べて低く10%程度であるが、最小二乗法で推定した単回帰の結果をみると男性と同様に死亡率と喫煙者率の間には負の関係があると思われるかもしれない。しかし、女性の喫煙者率は時代を通してほとんど変わっていない。表2の単回帰の結果をみると、男性の場合と同様、喫煙者率が1%増えると、死亡率は約12%減少する。つまり、マイナスの相関が見られる。そこで、男性と同様に喫煙者率を内生変数として操作変数法を用いた重回帰による推定を行うことにした。女性を対象とした推定結果をみると、喫煙者率との間には統計的に有意な結果が得られておらず、女性の平均寿命が同じであれば、喫煙者率が1%増えたからといってがんによる死亡率は増えていないことになる。また、喫煙者率が同じであれば、女性の平均寿命が1%増えるとがんによる死亡率は0.6%増えると理解できる。つまり女性の喫煙者率はほとんど変わっていない表1の推移をみれば、死亡するのであればそれはがんが原因である可能性が高く、喫煙というよりも平均寿命が延びたことでそれまで肺がんで死亡しなかった人ががんで死亡

(18) 米国や英国など日本より10～20年早く喫煙者率・タバコ消費量が低下し始めた国でも同様に喫煙者率の低下から20～30年経って肺がんの死亡率は低下し始めている（出典：WHO Cancer Mortality Database）。つまり、肺がんになるのは、過去の履歴（喫煙の経験年数）の影響によるもので、喫煙を始めて即がんにかかるわけではない。日本人の男性の平均寿命が約78歳であるから、喫煙を始めたのが18歳だとすれば、60年の経過がある。したがって、2000年時に肺がんによる死亡率が50%と高いのは、1920年前後に生まれた戦前の人々が喫煙の影響が、2000年前後で出始めたという見方も可能である。

することになったことになる。このことは、副流煙による生命の危害が加えられているという解釈につながる。もともと喫煙者率の低い女性を対象を限定して論じるのであれば、喫煙以外のことで肺がんによる死亡率が高まっている可能性があると読み取れなくもない。しかし、死亡率と喫煙者率の間には負の関係があるとは言えないので、積極的に喫煙を擁護する見解としては不十分である。

このように、統計資料を時系列で眺めただけでは、表面の事象から喫煙と肺がんの間には関係がないとか、むしろ喫煙が死亡率を引き下げているという怪しい解釈に誘われる可能性がある。また、企業に説明責任を遵守させる法律がない場合、企業は消費者に対し自身にとって都合の良い話であれば、自発的に情報開示をしようとしなないであろう。自社製品の都合の良い情報を開示して説明する誘因を企業は持つが、不都合な情報は開示せず、むしろ隠そうとする。企業に説明責任を遵守させる法律がないと、企業にとって都合の良い情報しか開示しなくなる。したがって、タバコの箱に喫煙の有害表示を記載することを企業側に法律で義務付けてゆく必要があるのかもしれない。

4. ま と め

本稿は、読者が一度は耳にしたことのある、身近な法律問題の分野を重点的に取り上げ、現代の社会で起こる紛争の原因とその特徴を分析してきた。そして、法律家と経済学者が歩み合うことのできる接点を見だし、紛争解決に対する有効な対策とはなにかという認識の下で考察した。

もちろん、当事者間に情報の格差があり、市場メカニズムがうまく機能しない場合、当たり前であるが、法律による直接的な行為規制や義務化でコントロールする必然性がある。法律とは、社会秩序を維持するためのものである。各自の良識が徹底すれば、ある意味法律の存在は無用かもしれない。ただし、生活環境その他あらゆる要件が異なる複数の当事者が存在すれば、自ずと見解の相違が生まれる。この時、一定の基準により、行き過ぎを押さえるものが法律であるので、法律の存在意義、その根拠が社会経済に本当に大切な意味合い

を持ってくるのである。

当事者の権利と義務を支障なく遂行させるため、法律の役割は何か、法規制の適切な射程を見極めてゆくこと、そして法の社会的・経済的影響を広く、正確に分析することは、現実の法解釈や裁判実務の面でより実践性の高い知見を導き出す助けになる。また、本稿の対象領域は法律学と経済学の学際的な学問であるため、法解釈や裁判実務をできるだけ客観的なものとし、より理論的・実証的に深めていくことは、実務的にも有益であるに違いない。

参 考 文 献

- 市川正人・酒巻匡・山本和彦（2004），『現代の裁判第3版』，有斐閣
- 内田貴（1990），『契約の再生』，弘文堂
- 内田貴（2005），『契約の時代 日本社会と契約法』，有斐閣
- 江頭憲次郎（2008），『株式会社法 第二版』，有斐閣
- 太田勝造・藤本亮・河合幹雄・野口裕之（2005），「日本人の法意識」，『ジュリスト』1297，pp. 53-62.
- 河合隼雄・加藤雅信（2003），『人間の心と法』，有斐閣
- 加藤雅信（2005），『日本人の契約観－契約を守る心と破る心』，三省堂
- 川島武宜（1967），『日本人の法意識』，岩波書店
- 神林龍・平澤純子（2008），「判例集からみる整理解雇事件」，神林龍編『解雇規制の法と経済』，日本評論社，pp. 53-75.
- 厚生労働省（2002），新版喫煙と健康・喫煙と健康問題に関する検討会報告書，保健同人社
- 国立保健医療科学院・医療経済研究機構（2002），医療経済研究機構報告書
- 小林秀之・神田秀樹（1986），『法と経済学入門』，弘文堂
- JT 全国喫煙者率調査によるデータ，厚生労働省の最新タバコ情報。
- 週刊東洋経済臨時増刊（1993-2007），『地域経済総覧』，東洋経済新報社
- ジェレミ・ベンタム（1998），E. デュモン編，長谷川正安（訳）「民事および刑事立法論」，勁草書房
- たばこ統計情報（2013），日本たばこ協会
- 田中成明（1994），『法理学講義』，有斐閣
- 田中成明（2000），『転換期の日本法』，岩波書店
- 田中成明（2011），『現代法理学』，有斐閣
- 田中英夫・竹内昭夫（1987），『法の実現における私人の役割』，東京大学出版会
- 棚瀬孝雄（2007），「市民社会と法化社会」，『市民社会と法』，ミネルヴァ書房，pp. 1-17.

- 常木淳 (2006), 『法理学と経済学－規範的「法と経済学」の再定位－』, 勁草書房
- 浜田宏一 (1977), 『損害賠償の経済分析』, 東京大学出版会
- 平井宜雄 (1995), 『法政策学 第2版』, 有斐閣
- 法意識国際比較研究会 (1996), 「特集・日本人の契約観と法意識」, ジュリスト 1096 号
- マーク・ラムザイヤー (1990), 『法と経済学－日本法の経済分析』, 弘文堂
- 林田清明 (1996), 『《法と経済学》の法理論』, 北大図書刊行会
- 三好祐輔 (2013), 『法と紛争解決の実証分析－法と経済学のアプローチ』, 大阪大学出版会
- 森田果 (2010), 「透明化の意義と法形成過程」, 『ジュリスト』 1394 号, pp. 18-23.
- 森田果 (2012), 「消費者法を作る人々－法形成におけるインセンティブ構造の解明に向けての一試論－」 新世代法政策学研究 15 号, pp. 259-317.
- Becker, G. S. (1968), "Crime and Punishment: An Economic Approach" *Journal of Political Economy* 76, pp. 169-217.
- Becker, G. S. (1996), "Accounting for Tastes", Harvard University Press.
- Buchanan, J. M. (1986), "Liberty, Market and State: Political Economy in the 1980s", New York: New York University Press.
- Buscaglia, E. and T. S. Ulen (1997), "A quantitative assessment of the efficiency of the judicial sector in Latin America," *International Review of Law and Economics* 17, pp. 275-291.
- Calabresi, G. (1961), "Some Thoughts on Risk Distributions and the Law of Torts", *The Yale Law Journal*, 70, pp. 499-553.
- Calabresi, G. (1985), "Ideals, Beliefs, Attitudes, and the Law: Private Law Perspectives on a Public Law Problem", Syracuse University Press.
- Cooter, R. D. and T. S. Ulen (1988), "Law and Economics", Scott, Foresman and Co.
- Dworkin, R. (1978), "Taking Rights Seriously", Harvard University Press.
- Haley, J. O. (1978), "The Myth of the Reluctant Litigation", *Journal of Japanese Studies* 42, pp. 196-225.
- Hart, H. L. A., (1961), "The Concept of Law", Clarendon Press.
- Kant, I. (1785), "Groundwork for the Metaphysics of Morals", Cambridge University Press.
- North D. C. (1981), "Structure and Change in Economic History", New York: W. W. Norton & Company.
- Nozich, R. (1974), "Anarchy, State, and Utopia", Basic Books.